

一問一答: IMF と低所得国・世界危機に立ち向かう

世界金融危機は低所得国への様な影響を及ぼしていますか。

先進国に端を発した世界金融危機は、新興市場国において最も顕著にその影響が現れました。そして第三の波が、多くの低所得国（LICs）が過去10年で成し遂げた目覚ましい経済的実績を脅かしています。IMFが2009年3月に公表した、危機のLICsへの影響に関する報告書は、2007・2008年の食糧・燃料価格の高騰に引き続きこの度の金融危機により、巨大な資金ニーズに国際社会が対応しなければならない状況が生まれた、と警告しています。多くのLICsが輸出需要の落ち込みや海外送金の急減、さらには海外直接投資の減少といった打撃を受けています。IMFは現在、何百万という市民が貧困に押し戻されることを防ぐため、低所得国各国と協力しています。なお危機の低所得国への影響に関する第二次報告書は2009年末に発表される予定です。

低所得国のIMF融資へのニーズはどの様なものが予想されますか。

世界金融危機の影響下、2009年のIMFによる譲許的支援に対する低所得国からの要請は、予測以上のペースで急増しています。これを受け、低所得国の資金調達需要が再検証されました。2009年4月時点では、IMFは2009・2010年の借入需要は年間で約30億ドルと予測しましたが、最新の予測によると、両年の借入需要は最大で80億ドルに達する可能性があります。中期的には、低所得国による借入需要は、2014年までの間で最大170億ドルに至ると見込まれています。

低所得国の資金調達ニーズにIMFはどの様に応えていますか。

IMFは世界大恐慌以来最悪の世界的景気後退局面において、低所得国のニーズに応えるため全力を尽くしています。IMFが合意した新規の譲許的融資の額は、2008年が年間で約12億ドルだったのに対し、2009年の最初の7ヶ月間で約29億ドルに達しています。サブサハラ・アフリカのみで、2009年の譲許的融資はこれまでに合計28億ドルに達しています。

また、2009・2010年の融資は総額で最大80億ドルに達すると予測しています。つまり、IMFは、2009年4月のロンドン・サミットにおいてG20各国首脳が求めた融資額以上の融資を行うこととなります。なおG20諸国は、向こう2年から3年で60億ドルの新規の譲許的融資を要請しました。

IMFの低所得国への融資財源はどの様になっていますか。

低所得国からの想定される短・中期的借入需要に対応するためには、約135億ドルの追加的財源が必要となるとIMFは見込んでいます。潜在的及び現債権国を対象を

絞り大々的な資金調達活動を実施する予定ですが、その手段として、次回の一般配分により債権国が受け取った特別引出権（SDR）を活用することも考えられます。

さらに、想定される新たな譲許的融資の譲許的金利を助成するため、新たな財源を動員する必要があります。2014年までの間で想定される融資170億ドルを全て助成するために必要な財源は、約37億5,000万ドルと見込まれています（2008年末、正味現在価値ベース）。現在約15億ドルが利用可能であり、よって更に22億5,000万ドルを確保しなければなりません。

IMFはこれまでに、追加的補助金の財源として活用可能と思われる以下4項目を特定しています。1) 加盟国からの新規拠出、2) PRGF-ESF トラストからの一般資金勘定（GRA）への払い戻しを延期、3) 現在 PRGF-ESF トラストの準備金勘定にある資金を活用、4) IMF 保有の金の売却益を活用。なおこれは、2008年4月に新規歳入モデルが合意された時点で想定された以上に金が売却された際の利益及び、実際の利益が必要な額をカバーできない場合の、金売却益で形成される基本財産からの投資利益の間接的な活用も含む。

IMFは低所得国のニーズに応えるために、金の売却を行うのですか。

IMF 理事会は今年後半、約400トンの金の売却案について協議を行います。これは、IMFの新たな歳入モデルを支える基本財産の形成に向けたものです。世界危機のなか、低所得国の資金調達ニーズに応えるため、金の売却益の一部は低所得国向け譲許的融資の新たな補助金財源の創設に活用されます。しかし金は低所得国のみのために売却されるわけではありません。むしろ、この金売却はIMFの全加盟国の利益になります。金の売却益の一部は、いったん基本財産に組み込まれた後加盟国に配賦され、その後譲許的融資の補助金としてIMFに配賦された額（もしくはおおよそ同額）がIMFに戻されます。

金の売却益が低所得国への譲許的融資の資金の一部を賄うだけの配分を生み出すためには、2通りの方法が考えられます。第一に、金売却に伴う利益の利用です。利益が期待されるのは、新規歳入モデルが承認された2008年4月に同モデルで想定された、1オンス当たりの平均価格が850ドル以上の値がついたときです。第二に、実際の利益が必要な拠出額をカバーできない場合、残りの額は、金売却益を財源とする基本財産の投資利益の配分により創出されます。

先日理事会が支持を表明したSDRの一般配分は低所得国の利益になりますか。

IMF 理事会は2009年7月、2,500億ドル相当のSDRsの一般配分を支持しました。今後IMF総務会の承認をもって、加盟国のクォータに応じ全加盟国に配分されます。同配分は、元来2009年4月のロンドン・サミットでG20首脳が要請したもので、世界経済危機対策の一環として各国の外貨準備の積み増し及び、厳しい資金調達状況の緩和を意図したものです。同配分により、低所得国には総額180億ドル以上に

相当する SDR が配分されることとなります。国によっては、例えば国際収支上の必要性から、配分された SDR の全額または一部を外貨獲得のために売却することを選ぶ可能性があり、その一方で外貨準備高の積み増しのために配分を手元に残すことを選択する国もあるでしょう。

IMF は低所得国に、利払いの救済を行いますか？

2009 年 7 月 23 日 IMF 理事会は、IMF の譲許的融資の全有資格国に対し、2011 年末までの間全利払いを特別救済することを決定しました。これはつまり、IMF の譲許的融資制度の下での全債務残高の利払いをゼロとすることを意味しています（IMF の緊急ファシリティの下での支援を含む）。このイニシアチブにより低所得国は当面の救済措置を受けることになると共に、世界危機の結果、低所得国が緊急ニーズに直面していることを他の債権国やドナーに、明確に知らせるようになるでしょう。この利払い救済は、理事会が同時に承認した LIC 改革の包括的パッケージの一部で、現在の債権国並びに PRGF-EST トラストの資金拠出者による同改革パッケージの承認を受け、実行されます。

IMF は低所得国へどのように新規融資を提供していきますか。

IMF 理事会は、特にこの世界危機のなか低所得国のニーズに応えるため、譲許的融資制度の新たな枠組みを採択しました。この枠組みの下での新規ファシリティは、より柔軟でますます多様化する低所得国に適したものになると期待されます。この新規枠組みは、これまでの制度の構造下で存在していたギャップを埋めることを意図したもので、既存のファシリティを簡素化したものとなっています。新たな制度の全てが、強固で恒久的な貧困削減と成長を伴いながら、安定して持続的なマクロ経済の状態に低所得国が到達できるよう、支援することを目指したものです。この改革パッケージは、現在の全債権国及び PRGF-EST トラストへの補助金拠出者の承認を得て、実行されます。

多くの低所得国が、支援プログラムを通じて IMF との関係を継続的に維持する必要がある一方、低所得国のなかには、金融支援に関しては、特に厳しい状況下にある時のみに限り IMF からの支援を必要とするというケースもあると想定されます。こういったことから、短期的ファシリティであるスタンドバイ・クレジット・ファシリティが設立されました。このファシリティは予防的な面でも活用が可能で、加盟国が潜在的な国際収支上の懸念を抱えているときに、保険を提供することができます。IMF は、ラピッド・クレジット・ファシリティという新たな制度も設立しました。これは、僅かなコンディショナリティーで緊急支援を提供するものです。これら新規の制度は貧困削減・成長トラストの枠組みの中に含まれます。

IMF の新規の低所得国向け譲許的融資制度について教えてください。

世界金融危機により、IMFの低所得国向け金融支援の早急な改革を行い、より柔軟性を持たせる必要があることが明らかになりました。また譲許的融資制度の新たな枠組みは、ますます多様化する低所得国に対応するために設立されました。同枠組みは3つの新規の譲許的融資と1つの非金融支援制度から構成されています。これら新規のファシリティは、現在の貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）並びに外生ショック・ファシリティ（ESF）に代わるもので、現在のPRGF-ESTトラストに取って代わる**貧困削減・成長トラスト**の枠に組み込まれることとなります。新規ファシリティは以下の通りです：

- **拡大クレジット・ファシリティ (ECF)** は、中期的な国際収支上の問題を抱える低所得国向け中期的支援の軸として、PRGFを引き継ぎます。
- **スタンドバイ・クレジット・ファシリティ (SCF)** は、短期的な国際収支上の問題を抱える低所得国に融資を行うもので、非譲許的支援制度であるスタンバイ取極と同様のものだといえます。またSCFは予防的利用が可能で、LICsが潜在的な国際収支上の懸念を抱えている場合、保険を提供することができます。
- **ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)** は、緊急を要する国際収支上の問題に対し、僅かなコンディショナリティーの下、早急に低次での融資を提供します。

これらの新規制度に加え、**政策支援インストルメント (PSI)** は、引き続きIMFのLIC向けの非金融政策支援のツールとして活用され、必要な際はSCFへのアクセスを促進する機能を有します。

新たなIMFの譲許的制度での低所得国に課せられる金利について教えてください。

譲許的融資の新規枠組みの下に設立されたIMFの融資制度では、恒久的に低い金利が設定されます。つまり、IMFの低所得国向け金融支援がより譲許的になったということです。IMFの譲許的融資制度の下での低所得国の債務残高の全ての利払いは、2011年末までの間を通してゼロとなります。その後、**恒久的に高い譲許性を確保**するために作られたメカニズムを活用しながら、金利は定期的に見直されます。世界の金利状況によりませんが、利率は、PRGFの現在の利率が0.5%なのに対し、通常ECF及びRCFは0~0.5%の範囲で、SCFは0.25~0.75%の範囲以内で設定されることとなります。

IMFは、譲許的融資へより高レベルでのアクセスを低所得国に提供しますか。

新しい譲許的融資制度の枠組みは、2009年4月に発表された低所得国向けの借入限度の改革を広く踏襲するものになり、世界金融危機により生じた資金調達ニーズに直面している低所得国を支えることが期待されます。またこれらの改革は年間の平均利用限度の倍増を意味するところから、IMFの非譲許的融資制度の下での借入限度を拡大するとした決定に合致しています。

新規融資制度のもと、低所得国に課せられるコンディショナリティーはどの様なものになりますか。

低所得国が対象のものを始め IMF の全プログラムにおいて、コンディショナリティーは簡素化され中核的目的に焦点が絞られるようになります。特に構造改革に関する条件要項が柔軟になっています。IMF プログラムでは構造改革はパフォーマンス基準に拘束されなくなります。つまり特定の構造改革が期日までに完了しなくとも、ウェーバーを求められることがなくなりました。

IMF は世界危機のなか、低所得国の貧困問題の解決に向けどの様な活動を行っていますか。

低所得国向け譲許的融資制度の新規枠組みは、貧困軽減と成長を特に重視しています。

新規融資制度の下のプログラムは、強固で永続的な貧困削減と成長を伴いながら、安定して持続的なマクロ経済状況に低所得国が到達・維持できるよう支援することを目的としています。全てのファシリティにおいて、あらゆる融資の要請及びプログラムレビューには、当該プログラムがどのようにその国の貧困削減と成長という目的を前進させるかを記した、陳述書が添付されます。

これら制度を活用したプログラムには、社会及びその他優先事項に対する支出を保護するとして特定の目標が含まれることとなります。

更に拡大された IMF の金融支援は、大半の LICs においてこれまで以上に高いレベルでの貧困層向け支出を含んだプログラムを伴っています。IMF のプログラムは食糧・燃料そして世界金融危機に伴う課題を解決するため、財政赤字の拡大や支出の増加などに対し緩和的となっています。また、最近のプログラムでは、より緩やかな金融政策とこれまでと比較し高いインフレ目標を含むことも多々あります。